松江市 報道提供資料

令和６年８月27日

件名

公営住宅家賃の誤徴収について

内容

公営住宅の家賃算定に誤りがあり、一部の入居者から過大に家賃を徴収していることが判明しました。

⑴ 対象年度　　令和2年度～令和6年度

⑵ 対象世帯　　35世帯

⑶ 過大徴収額　　2,334千円

⑷ 詳細内容　　別紙のとおり

【問い合わせ】
まちづくり部住宅政策課　担当：江藤、梅木　　電話：0852-55-5344

松江市まちづくり部住宅政策課

公営住宅家賃の誤徴収について

公営住宅の家賃算定に誤りがあり、一部の入居者（退去された方を含む。）から過大に家賃を徴収していることが判明しました。
入居者の皆様に多大なご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。
早急に全容を解明し、過大に徴収した家賃を返還するとともに、今後は同様の事案が発生しないよう、再発防止策を徹底し、市民の皆様の信頼回復に努めてまいります。

1　概要及び経緯

公営住宅の家賃は、入居名義人及び同居者の過去 1 年間における所得金額の合計から、各種人的控除を行い、算定しています。

今般、一部の自治体において、入居名義人を「老人扶養」又は「特定扶養」の控除対象に含めない運用を行っていたことが判明したため、令和 6 年 6 月 28 日付けで国土交通省住宅局住宅総合整備課から事務連絡が発出され、令和 6 年 7 月 10 日付で島根県から県内市町村に適用方法に誤りがないか確認するよう通知がありました。

これを受け、本市においても調査したところ、同様の誤りがあったことを確認しました。

※ 老人扶養：70 歳以上の方の扶養に係る控除
※ 特定扶養：16 歳以上 23 歳未満の方の扶養に係る控除

2　過大徴収額の把握状況

⑴　老人扶養控除

名義人が被扶養者となる場合の「老人扶養」に係る控除を行っていなかったことにより、家賃が本来の額より高額となったものです。

○　過大徴収対象件数及び金額
- 令和 2 年度…件数 8 件、過大徴収額 554 千円／年
- 令和 3 年度…件数 15 件、過大徴収額 577 千円／年
- 令和 4 年度…件数 11 件、過大徴収額 505 千円／年
- 令和 5 年度…件数 16 件、過大徴収額 563 千円／年
- 令和 6 年度…件数 11 件、過大徴収額 135 千円（4 月～8 月分）

（上記計）対象世帯：35 世帯　合計額：2,334 千円

○　1 世帯あたりの過大徴収額　3 千円～623 千円

○　なお、令和元年度以前は、正しく適用しており、過大徴収はありませんでした。

⑵　特定扶養控除

○「特定扶養」に係る控除の適用に誤りはありませんでした。

3　今後の対応

⑴　現在入居中の対象者に対し、今年度分については、9 月分から正しい家賃を適用します。

⑵　過大徴収した入居者には、市からお詫びするとともに、返還額等をお知らせし、返還手続きを進めてまいります。

4　再発防止策

⑴　正しい認識で家賃算定業務を遂行し、適正に業務を継続するため、業務マニュアル等に「老人扶養」及び「特定扶養」に係る控除の適用方法を明確に追記するとともに、チェックリストを作成し、都度確認します。

⑵　家賃算定に係る制度内容を正確に把握し、組織的な情報の共有化を図ります。

5　その他

「老人扶養控除」が誤っていた事例

＜父・母・子の 3 人世帯＞

・入居名義人が同居者を老人扶養している場合は正しく計算

父・母の老人扶養控除を適用していた。

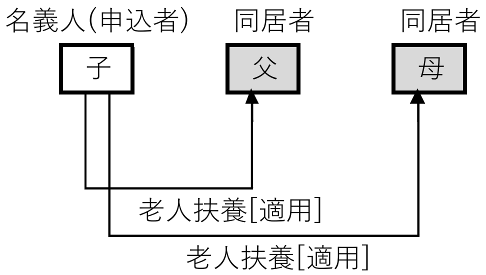

・入居名義人が同居者から老人扶養されている場合は誤って計算
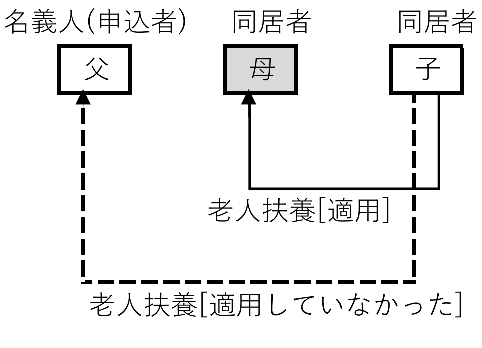
父の老人扶養控除（点線部分）を適用していなかった。